c　自動給水装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
d　減水警報装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
e　フート弁
吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。
(カ)　性能試験装置
変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。
イ　高架水槽方式
変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。
ウ　圧力水槽方式
変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。
(3)　減圧のための措置
減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。
(4)　配管等
ア　管及び管継手
漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
イ　支持金具及びつり金具
脱落、曲がり、緩み等がないこと。
ウ　バルブ類
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。
エ　ろ過装置
ろ過網の変形、損傷、異物の堆〔たい〕積等がないこと。
オ　逃し配管
変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。
カ　流水検知装置二次側配管（予作動式のものに限る。）
圧力が適正であること。
キ　末端試験弁
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。
ク　混合装置試験弁
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。
ケ　標識
制御弁及び末端試験弁である旨の標識が適正に設けられていること。
(5)　泡消火薬剤貯蔵槽等
ア　消火薬剤貯蔵槽
変形、損傷、漏液、漏気、著しい腐食等がないこと。
イ　消火薬剤
変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。
ウ　圧力計
変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。
エ　バルブ類
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。
(6)　泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置
ア　外形
変形、損傷、漏水、漏液等がないこと。
イ　泡消火薬剤混合装置（調整機構を有するものに限る。）
調整機構の設定状態が設置時と同じであること。
ウ　加圧送液装置
漏液等が無く、加圧用ポンプを用いるものにあっては、加圧送水装置に準じた点検を行い、機能が正常であると。
(7)　閉鎖型泡水溶液ヘッド等
ア　外形
漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え､つり等に利用されていないこと。
イ　感知障害
ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。
ウ　放射障害
ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。
エ　未警戒部分
ヘッドが設けられていない部分がないこと。
オ　適応性
設置場所に適応するヘッドが設けられていること。
(8)　開放型泡水溶液ヘッド等
ア　外形
漏れ、変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。
イ　放射障害
ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。
ウ　未警戒部分
ヘッドが設けられていない部分がないこと。
(9)　感知継手等
ア　外形
漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え､つり等に利用されていないこと。
イ　感知障害
感知継手の周囲に感熱を妨げるものがないこと。
ウ　未警戒部分
感知継手が設けられていない部分がないこと。
エ　適応性
設置場所に適応する感知継手が設けられていること。
(10)　一斉開放弁（電磁弁を含む。）
漏れ、変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。
(11)　流水検知装置
ア　バルブ本体及び附属品
漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。
イ　リターディング・チャンバー
変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、オートドリップ等による排水が有効であること。
ウ　圧力スイッチ
変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。
エ　音響警報装置及び表示装置
機能が正常であること。
オ　減圧警報装置
作動圧力及び警報が適正であること。
(12)　泡ヘッド
ア　外形
漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え､つり等に利用されていないこと。